

財産の無償貸付について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 26 日

安芸高田市長 藤本 悦志

財産の無償貸付について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、次のとおり財産を無償で貸し付けることについて、議会の議決を求める。

1. 財産の表示

土地

所在 安芸高田市高宮町川根字谷口 2252 番 1、2252 番 3、2253 番 4、2262 番 1、
2262 番 4 の全部

安芸高田市高宮町川根字谷口 2246 番 1、2247 番 1、2253 番 1 の一部

地目 宅地

地積 合計 1,487 m²

2. 相手方

所在 安芸高田市高宮町川根 2253 番地 4

名称 川根柚子協同組合

代表者 代表理事組合長 熊高 昌三

3. 貸付目的

無償譲渡施設である川根ゆず加工施設の管理運営を図るため。

4. 貸付期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 17 年 3 月 31 日までとする。